

のら猫不妊去勢手術費用を助成します



 耳のV字カットは不妊去勢手術の目印です

のら猫に不妊去勢手術を受けさせた上で適切に管理すると、のら猫の命を守りながら頭数や迷惑行為を減らすことができます。のら猫は駆除・引取りの対象にならず、捨てることは法律で禁止されています。トラブル解決には不妊去勢手術が最も効果的です。



のら猫を適切に管理するためのルール

- 不妊去勢手術を行う
- トイレの設置や適切な餌やりを行い、衛生的な環境を保つ
- 近隣住民に理解を得られるよう努力する

 猫に餌をあげるなら、必ず不妊去勢手術を受けさせて!

備前市では、のら猫に餌やりをする人は、飼い主でなくとも、その猫の管理・不妊処置に努めなければならないと条例で定めています。のら猫も「猫」なので、飼い猫と同じように「糞尿の処理」や「繁殖の制限」等のお世話が必要です。餌やりをする人が行うようにしましょう。



のら猫の不妊去勢手術費用を助成しています(手術後に申請が必要です)

■助成の対象者(次のいずれかに該当し、のら猫に不妊去勢手術を受けさせる者)

- ① 備前市に住民票を有する個人
- ② 動物愛護団体等 ※いずれも営利を目的とするものは除く

■対象となる猫:市内に生息する「のら猫」

※「飼い主が所有または占有の意思をもって継続的に給餌・給水などの世話をし管理している猫以外の猫」を指します。

— 詳細は裏面をご覧ください。 —

クラウドファンディングで頂いた寄附をもとに助成を行う予定です。

年に1度「ふるさと納税」で寄附を募っています。市外・県外のお知り合いに、備前市の取り組みについてぜひご紹介ください。(市民の方も寄附は可能です。)募集開始時には、広報やホームページなどでお知らせします。

<問い合わせ先> 〒705-8602
備前市東片上126番地
備前市役所 環境課 保全係(0869-64-1822)

「備前市のら猫不妊手術及び去勢手術事業助成金交付」手続き

ステップ1

- ① 備前市役所のホームページ等で、本事業を継続して実施していることを確認
(予算に限りがあるため年度途中でも受付を締め切ることがあります)
- ② 必要書類をダウンロード(市役所で受け取ることもできます)



ステップ2

猫を捕獲して 手術を受ける

(手術証明書を持参し獣医師に記入してもらう)

市の助成金は1匹 捕獲費 2,000 円、手術費(上限)5000 円です。



ステップ3

必要書類を持って市役所に行く

—手術後速やかに！(概ね20日以内)—

手術をした年度内に必ず申請をしましょう。

※例) 3月に手術をしたら同じ年度内の3月中の申請に限ります。

- ① 助成金交付申請書兼請求書
- ② 手術証明書(獣医師記載)
- ③ 領収書(手術概要がわかるもの)
- ④ 耳をカットした全身写真

書類の審査後、市役所から助成金交付決定通知書兼確定通知書が届く
(後日指定口座に助成金を振り込みます)

《術後について(お願い)》

- ・経過観察等は獣医師の指示に従ってください。
- ・譲渡可能な場合は終生屋内で飼育する人への譲渡に努めてください。
- ・元の生息場所へ戻す場合は、トイレの設置や餌の適正な管理など周辺環境の美化を図るとともに近隣住民の理解を得るよう努めてください。



〈お問い合わせ〉 ☎705-8602

備前市東片上126番地

備前市役所 環境課 保全係(2階) 0869-64-1822